

■高知県県産材輸出事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正後

高知県県産材輸出促進事業費補助金交付要綱

本文

第1条 (略)

第2条 (1)～(5) (略)

第3条～第14条 (略)

附則 (略)

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業区分	事業実施主体	補助対象製品	補助対象経費	経費内容	補助率	備考
(1) 県産材製品マッチング事業	土佐材流通促進協議会及び土佐材流通促進協議会の構成員	① 製材品	営業・商談(商談会)に要する経費	県内企業及びアドバイザーの交通費(相手国での移動費を含む。)、並びに宿泊費、アドバイザー謝金、通訳費、会場使用料、商談に使用する商材の輸送料、車輛借り上げ等	2分の1以内 (1,000円未満切捨て)	アドバイザー謝金及び通訳費について、1日当たりの補助上限額を25,000円とする。
		② 木製の家具、建具				商談に使用する商材の輸送料について、1回の事業実施当たりの補助上限額を25,000円とする。
		③ 木工製品	バイヤーの招へいに要する経費	バイヤー及びアドバイザーの交通費(国内移動費を含む。)、並びに宿泊費、アドバイザー謝金、通訳費、会場使用料、車輛借り上げ料等		
		④ その他(県産材を原料とし製作されたもので知事が認めるもの)	新たな取引先へのトライアル出荷に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費等		トライアル出荷は1取引先当たり1回1コンテナ又は1個を上限とする。ただし、補助対象経費の下限を25,000円とする。
(2) 県産材製品トライアル出荷事業	土佐材流通促進協議会の構成員		新たな取引先へのトライアル出荷に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費等		トライアル出荷は1取引先当たり1回1コンテナまたは1個を上限とする。ただし、補助対象経費の下限を25,000円とする。
(3) 県産材製品PR事業	土佐材流通促進協議会及び土佐材流通促進協議会の構成員		県産材製品を使用する海外のモデルルーム、モデルハウス、店舗等の集客の見込まれる施設において、その県産材製品をPRするための加工、輸出及び現地施工指導に要する経費	国内でのプレカット費用、県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費、通訳費、施工指導費(人件費、交通費(相手国での移動費を含む。)、宿泊費)等		施工指導に係る人件費について、1日当たりの補助上限額を25,000円とする。
(4) 県産材製品海外見本市出展事業	土佐材流通促進協議会及び土佐材流通促進協議会の構成員		海外で実施される見本市等への出展に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費、出展経費等		

現行

高知県県産材輸出促進事業費補助金交付要綱

本文

第1条 (略)

第2条 (1)～(5) (略)

第3条～第14条 (略)

附則 (略)

附則

.....(新設).....

別表第1 (第3条関係)

事業区分	事業実施主体	補助対象製品	補助対象経費	経費内容	補助率	備考
(1) 県産材製品マッチング事業	土佐材流通促進協議会及び土佐材流通促進協議会の構成員	① 製材品	営業・商談(商談会)に要する経費	県内企業及びアドバイザーの交通費(相手国での移動費を含む。)、並びに宿泊費、アドバイザー謝金、通訳費、会場使用料、商談に使用する商材の輸送料、車輛借り上げ等	2分の1以内 (1,000円未満切捨て)	アドバイザー謝金及び通訳費について、1日当たりの補助上限額を25,000円とする。
		② 木製の家具、建具				商談に使用する商材の輸送料について、1回の事業実施当たりの補助上限額を25,000円とする。
		③ 木工製品	バイヤーの招へいに要する経費	バイヤー及びアドバイザーの交通費(国内移動費を含む。)、並びに宿泊費、アドバイザー謝金、通訳費、会場使用料、車輛借り上げ料等		
		④ その他(県産材を原料とし製作されたもので知事が認めるもの)	新たな取引先へのトライアル出荷に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費等		トライアル出荷は1取引先当たり1回1コンテナまたは1個を上限とする。ただし、補助対象経費の下限を25,000円とする。
(2) 県産材製品トライアル出荷事業	土佐材流通促進協議会の構成員		新たな取引先へのトライアル出荷に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費等		トライアル出荷は1取引先当たり1回1コンテナまたは1個を上限とする。ただし、補助対象経費の下限を25,000円とする。
(3) 県産材製品PR事業	土佐材流通促進協議会及び土佐材流通促進協議会の構成員		県産材製品を使用する海外のモデルルーム、モデルハウス、店舗等の集客の見込まれる施設において、その県産材製品をPRするための加工、輸出及び現地施工指導に要する経費	国内でのプレカット費用、県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費、通訳費、施工指導費(人件費、交通費(相手国での移動費を含む。)、宿泊費)等		施工指導に係る人件費について、1日当たりの補助上限額を25,000円とする。
(4) 県産材製品海外見本市出展事業	土佐材流通促進協議会		海外で実施される見本市等への出展に要する経費	県内運送費、船積み費、国際運送費、売主が負担する費用(貿易保険料、輸出梱包費、輸出検査費、輸出許認可手続き費、輸出通関諸費、貨物保険料等)、与信管理代行費、出展経費等		

(5) 県産材 製品テ ストマ ーケテ ィング 事業	土佐材流 通促進協 議会及び 土佐材流 通促進協 議会の構 成員		海外へのテストマー ケティングや、輸出 促進プロモーション に要する経費	海外への木造建築の輸出促進 PR ツ ール(パンフレット、動画等)の作成に 要する経費(報償費、委託料等)			(4) 県産材 製品テ ストマ ーケテ ィング 事業	土佐材流 通促進協 議会及び 土佐材流 通促進協 議会の構 成員		海外へのテストマー ケティングや、輸出 促進プロモーション に要する経費	海外への木造建築の輸出促進 PR ツ ール(パンフレット、動画等)の作成に 要する経費(報償費、委託料等)		
---	--	--	---	---	--	--	---	--	--	---	---	--	--

1. 事業の定義  
(1) ~ (5) (略)
2. その他  
(略)

1. 事業の定義  
(1) ~ (5) (略)
2. その他  
(略)